

## 学生の行動制限の強化について

2020/06/02 通知

2020/06/25 更新

2020/07/10 更新

理事（社会連携・学生担当）

7月3日（金）の本学における新型コロナウイルス感染者の発生ならびに東京をはじめとする首都圏での最近の新規感染者の増大を受け、学生の行動制限を下記の通り強化する。

引き続き、健康管理事項（①「健康状態確認シート」による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリCOCOA（※）を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

もし、発熱等体調不良があった場合や陽性者との接触が確認された場合には登学を控え、長崎大学保健・医療推進センター<sup>\*)</sup>に電話連絡し、指示を仰ぐこと。<sup>\*\*)</sup>

陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学病院においてPCR検査を実施する。<sup>\*\*\*)</sup>

\*) <体調不良や感染予防等の相談窓口>長崎大学保健・医療推進センター  
TEL：095-819-2213、2214



\*\*\*) 病院実習等の実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

\*\*\*\*) 保健・医療推進センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

※厚生労働省（HP）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

## ◎今回の主な改正点

### ➤ 【国内移動】

7月11日（土）以降、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（これらの地域に下車して経由した場合も含む）への移動を原則禁止する。止むを得ず移動した場合には、これらの地域から長崎に戻って2週間は自宅待機を要請する。

### ➤ 【海外移動】

帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地（成田空港、羽田空港、関西国際空港、福岡空港等）周辺のホテル等に待機し、1都3県から長崎に移動した場合にはさらに2週間の自宅待機を要請する。

### ➤ 【飲食】

現在、長崎県内に限って飲食、会食、懇親会等を認めている。しかし、一般の事情に鑑み、以下のいずれかに該当する場合には長崎県内であってもこれらへの参加を厳に慎むこと。なお、県外での飲食、会食への参加は引き続き禁止（身内を除く。）する。

1) 15名を超える場合

2) 首都圏の1都3県からの訪問者の参加がある場合

### ➤ 【スポーツジム等学外体育施設の利用】

クラスター発生の可能性が高いため、利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

## 記

### 1. 県外・海外への移動について

- ・7月11日（土）以降、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（これらの地域に下車して経由した場合も含む。以下「1都3県」という。）への移動を原則禁止する。就職活動等でやむを得ず移動した場合<sup>※</sup>には、これらの地域から長崎に戻って2週間は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、自宅待機することを要請する<sup>※※</sup>。また、新規感染者が発生している自治体への移動は感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。新規感染者発生地域か否かに関わらず、マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、新規感染者が発生している地域では特に慎重に行動すること。

<sup>※</sup> 7月10日（金）以前に対面式の面接試験を受けるために1都3県に移動し

ている学生については、長崎に戻って2週間の待機義務の対象としない。その場合、検温等による健康管理を行い、登学の際には「健康状態確認シート」を指導教員に提出すること。

※※) 7月11日(土)以降に対面式の面接試験を受けるために1都3県に移動せざるを得ない者や7月10日(金)以前に実家に帰省している者が、長崎に戻って2週間の待機期間の間に対面式の試験や論文発表会等に参加せざるを得ない場合は、所属部局長に「健康状態確認シート」を提出した上で登学の許可を申請すること。必要に応じて長崎大学病院において PCR検査を実施した上で登学を許可する。

- ・海外への移動については従来からの移動規制を継続する。留学等で海外から帰国した者については、帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地(成田空港、羽田空港、関西国際空港、福岡空港等)周辺のホテル等に待機し、1都3県から長崎に移動した場合にはさらに2週間の自宅待機を要請する。2週間経過後は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守した上で行動すること。
- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

## 2. 入構について

- ・入構の際には、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所を利用し、自らもマスクを着用し、3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこと。

## 3. アルバイトについて

- ・アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防(マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等)を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策(マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等)が十分取られている店舗等でのアルバイトを選択するよう強く要請する。
- ・スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職

種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

4. 集団での飲食ならびにカラオケ、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について

- ・国内における新型コロナウイルスの感染は一旦下火になりつつあるように見えるが、今回の件でも解るように、いつ、どこで感染拡大が起こるかは予断を許さない。現在でも、他地域ではいわゆる「夜の街」関係、会食、カラオケ、ならびにスポーツジムなどで感染クラスターが発生していることを鑑みると、感染・拡散の防止を強化せざるを得ない。

**【飲食について】**

現在、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所を利用し、自らも3密回避に徹するとともに会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うことを前提に、長崎県内に限って飲食、会食、懇親会等を認めている。しかし、今般の事情に鑑み、以下のいずれかに該当する場合には長崎県内であってもこれらへの参加を厳に慎むこと。なお、県外での飲食や会食等については引き続き禁止（身内を除く。）する。

1) 15名を超える場合

2) 首都圏の1都3県からの訪問者の参加がある場合

※適切な飲酒及び会食マナーを遵守し、深酒や大声を発するような飲食は厳にこれを慎むこと。なお、接待を伴う夜の街への外出は厳に慎むべきことは言うまでもない。

**【カラオケの利用について】**

飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

**【スポーツジム等学外体育施設の利用について】**

クラスター発生の可能性が高いため、利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局

の指示に従うこと。

5. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、さらなる強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

以上